アサヒビール西宮工場跡地 **まちづくりガイドライン**

平成 26 年 11 月

西宮市

基本事項	1
1 .ガイドライン策定の目的	. 1
2 .ガイドラインの位置づけ	. 1
3 .地区の立地特性	. 2
まちづくりの方針	3
1 .空間構成	. 3
2 .ゾーニング	. 3
3 .公的空間の形成	. 4
4 .景観形成	. 7
5.環境への配慮と緑化の推進	. 8
空間整備の指針	9
1 .パブリック空間整備の指針	. 9
2 .敷地利用の指針	. 10
3 .景観形成の指針	. 13
ガイドラインに基づくまちづくりの取り組み	15
1 . セットバック空間等の維持管理	. 15
2 .まちづくり基本協定	. 15
3 .法令等による担保	. 15

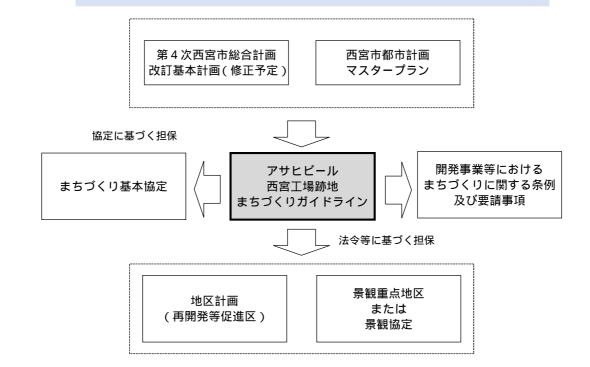
1.ガイドライン策定の目的

- 本ガイドラインは、アサヒビール西宮工場跡地(以下「対象地」という)における大規模土地利用転換に際して、南部市街地の中心部に位置する交通至便な立地条件を活かした、対象地にふさわしい良好なまちづくりの実現を目的として策定するものである。
- ガイドラインにおいては、対象地全体の空間形成に関する方針、 公共空間や敷地の整備、良好な景観形成等に関する指針を示す。

2.ガイドラインの位置づけ

- 本ガイドラインに定めた事項は、事業者が対象地において開発 事業を実施する際に遵守すべきものとし、「開発事業等における まちづくりに関する条例」に定める協議の前提となるとともに、 「大規模開発に伴う協力要請に関する指針」に定める協力要請 事項の一部とみなす。
- なお、本ガイドラインに定める事項は今後、法令等に基づく制度()により担保していくものとし、それまでの間に先行実施される開発事業に対しては、法令等による現行規制を緩和する規定は適用しない。

都市計画法に基づく地区計画(再開発等促進区) 西宮市都市景観条例に基づく景観重点地区、景観法に基づく景観協定、まちづくり基本協定など。



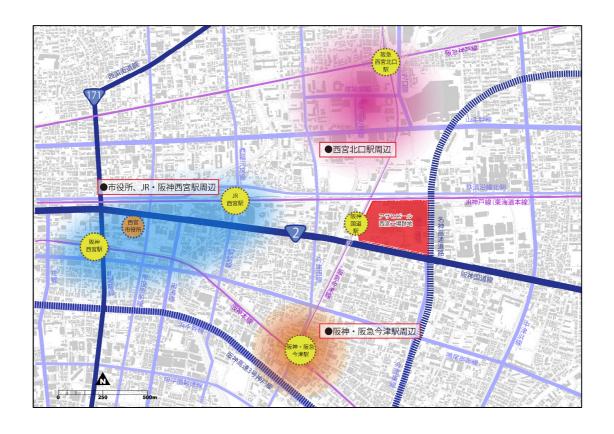
3.地区の立地特性

位置

- 対象地は南部市街地の中心部にあり、南を国道2号、北をJR神戸線(東海道本線) 西を阪急今津線、東を名神高速道路に囲まれている。
- 対象地の南西部には阪急今津線阪神国道駅が隣接し、1 km 圏内に JR 西宮駅、阪急西宮北口駅、阪神・阪急今津駅が、対象地の東端から約1.3km東に JR 甲子園口駅があり、また、名神高速道路の西宮 I C が対象地の約1.2km 南にある。

周辺地域の環境と特性

- 北側に近接する西宮北口駅周辺では、再開発・震災復興事業が進み、商業、芸術文化などの様々な都市機能が整備され、JR・阪神 西宮駅周辺とともに西宮市の都市核を形成している。
- 西側の JR・阪神 西宮駅周辺は市役所を中心とするシビック機能と商業機能などにより一方の都市核を形成している。
- 南側の今津駅周辺では古くから界隈性をもった賑わいの拠点が形成され、 また対象地の東側及び北側の近接地には大規模な工場の集積があり、工 業系の産業ゾーンとなっている。



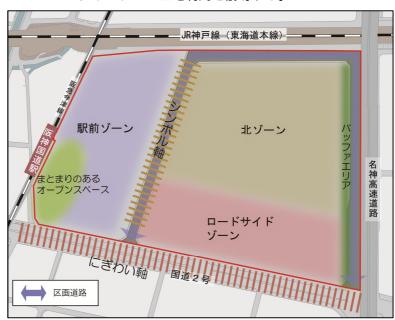
まちづくりの方針

1. 空間構成

- シンボル軸
 - 対象地を東西の街区に分ける通りに沿ってシンボル性の 高い空間軸を形成する。
- にぎわい軸
 - 国道2号に沿ってにぎわいを連続する空間軸を形成する。
- まとまりのあるオープンスペース
 - 阪神国道駅からのエントランス部分に、まちの顔となる風格のあるオープンスペースを配置する。
- バッファエリア
 - 対象地の東側、名神高速道路に面して緩衝帯となるバッファエリアを配置する。

2. ゾーニング

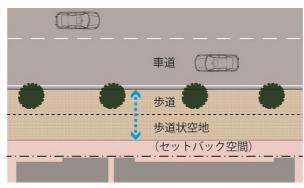
- ロードサイドゾーン
 - ロードサイド型の店舗等により、通りに沿ったにぎわいを 創出する。
- 北ゾーン
 - 動地の細分化を避け、まとまりのある空地を確保する。 また、シンボル軸に面しては駅前ゾーン・ロードサイドゾーンとともににぎわいを創出する。
- 駅前ゾーン
 - 駅からのエントランス部分は、公園空間と一体となった、 まちの顔となる風格のある都市空間を創出する。
 - 対象地における土地利用転換のシンボルとなる、駅前立地 にふさわしい土地利用を誘導する。



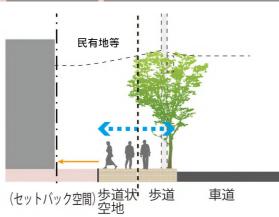
3.公的空間の形成

道路及び沿道空間

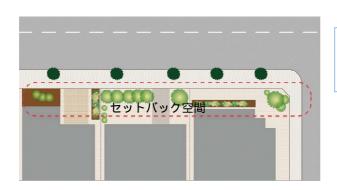
- 新しいまちの潤いやゆとりと魅力を生み出す質の高い道路空間を形成する。
- 通りと敷際の親密感を生み出すために、緑化などにより潤いのあるセットバック空間を形成する。



・ゆとりのある歩行者空間 の形成を図るため、歩道 と一体的に利用が可能な 歩道状空地を整備する



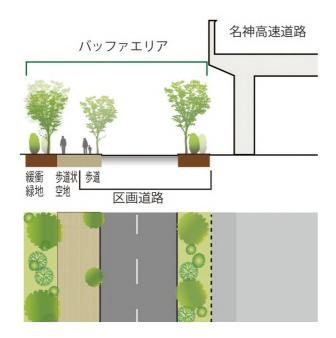
・電線類の地中化により、 安全で快適な歩行者空間 の確保、良好な景観・都 市環境の形成を図る



・植栽は敷際の開放感を阻害しないものとし、また 道路の植栽との調和に配慮する

バッファエリア (緩衝緑地 + 歩道状空地 + 区画道路)

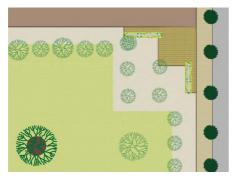
● 東側の名神高速道路に面してバッファエリアを形成する。



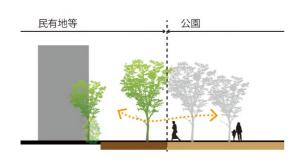
・高架道路の圧迫感などを 緩和する植栽計画とし、 彩りや潤いを高める

まとまりのあるオープンスペース(公園等)

- アメニティ豊かで、憩いと潤いのある空間を提供する。
- 駅からのエントランス部分は、まちの顔となる風格のある空間を形成する。
- 地域の防災機能をあわせ持つ空間を確保する。



- ・ユニバーサルデザインに 配慮したゆとりある空間 を形成する
- ・緑を効果的に配置し、誰 もが利用しやすい開放感 のある空間を形成する
- ・防災性も備えた一定規模 のオープンスペースを確 保する
- 公園と隣接地との一体感を生み出すようしつらえる。



- ・公園の緑との連続性に配 慮しながら敷際への緑化 を図る
- ・公園に面する建物の壁面 を後退させ、植栽を施す など、一体的な空間を創 出する

フットパス

● 回遊性を高めるため東側街区内に歩行者専用の通路(フットパス)を設ける場合は、フットパスに面して敷地内にオープンスペースを生み出し、歩行者が小休止できるたまり空間を配置する。



- ・フットパスの入り口付近 に面して、歩行者のたま り空間を配置し明示性を 高める
- ・フットパスの主要部にた まり空間を設け、歩行者 が小休止できるスペース を確保する
- ・フットパス沿道やたまり 空間周辺に高木を配置に するなど、緑陰を提供す ス

4. 景観形成

4-1.景観形成の考え方

幹線道路等に面し、四方からの視点場を有する対象地において、魅力的な建築物 や賑わいを演出する質の高い広告物、豊かなみどりの配置などにより、新しい交流 の場として市民に親しまれるような景観形成をめざす。

4-2.景観形成の基本方針

以下のとおり3つの基本方針を設定し、良好な景観形成を図る。

にぎわい

都心部の幹線道路に立地する、にぎわいのある沿道景観を形成する。





ゆとり

気軽に立ち寄りやすく、親しみやすい開放的でゆとりある景観を形成する。





ふれあい

季節を感じ、自然とのふれあいや人と人の交流が生まれる景観を形成する。





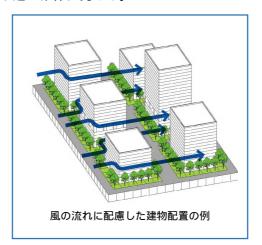
5. 環境への配慮と緑化の推進

環境への配慮

- 建築物の断熱化や自然エネルギーの利用等による省エネルギー・創エネルギー化 を図る。
- 建物・施設の配置等に配慮し、風の通り道の確保に努める。



屋上に配置された太陽光発電設備事例



緑化の推進

● 重層的な緑化(壁面、屋上、舗装面など)による被覆対策を行う。





壁面緑化(緑のカーテン)事例(西宮市役所)



壁面緑化事例(東京都千代田区)



駐車場緑化事例(豊中市)

1.パブリック空間整備の指針

● 開発事業にあたって、以下のパブリック空間を事業者が整備する。

区画道路

·幅員 11~15m、延長約 763m

公園・緑地・その他の空地等

公 園:面積 0.3 ha の公園を整備する。

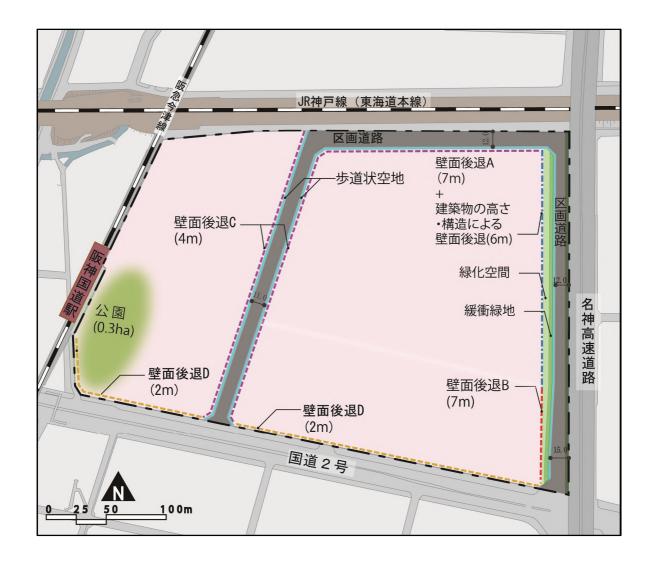
・歩 道 状 空 地:幅 2m、延長約 976m の歩道と一体となった空間を

整備する。

・緩 衝 緑 地:幅3m、延長約283mの緩衝緑地を整備する。

・その他の空地:まちづくりの進捗にあわせ、必要に応じてフット

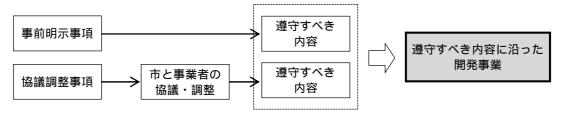
パス(幅4~6m程度)等の公共的空間を整備する。



2. 敷地利用の指針

2-1.指針の構成

- 敷地利用の指針は、敷地利用にあたって遵守すべき事項であり、事前明示事項 と協議調整事項により構成する。
- 事前明示事項は、遵守すべき内容としてあらかじめ明示できるものについて示したものである。
- 協議調整事項は、開発事業の際に本市と事業者による協議・調整を通じて遵守 すべき内容を定める事項である。



2-2.事前明示事項

建築物等の用途

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- 1.建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物(工業地域による用途制限) 但し、病院及び学校施設については、この限りではない。
- 2 . 建築基準法別表第 2(ぬ)項第一号に掲げる事業を営む工場及び第二号に 掲げる施設
- 3 .風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項5号から8号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物
- 4. 畜舎

敷地面積の最低限度

ロードサイドゾーンは 2,000 m²、その他は 3,000 m²

但し、公益上必要な建築物の敷地で、区画道路に 10m 以上接するものは、 この限りではない。

壁面の位置の制限

- 1. 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離(以下「外壁の後退距離」という。)は、次の各号に掲げる数値以上とする。
- (1) P.9 の図に表示する A 部分は、道路境界線から 13.0m 但し、主要構造部が RC 造、SRC 造以外の構造であり、階数が 3 階以下 かつ高さが 10m 以下である地上の部分については、7.0m とする。(P.12 図参照)
- (2) P.9 の図に表示する B部分は、道路境界線から 7.0m (P.12 図参照)
- (3) P.9 の図に表示する C部分は、道路境界線から 4.0m
- (4) P.9 の図に表示する D部分は、道路境界線から 2.0m

建築物等の高さの最高限度

- 1.建築物等の高さの最高限度は30mとする。 - 伊上、動地面積が5,000 ㎡以上であり、かつ外壁の後退距離が
 - 但し、敷地面積が 5,000 m³以上であり、かつ外壁の後退距離が 5m 以上の場合は、50m とする。
- 2.高さが 10m を超える建築物については、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面から4mの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲において、次に示す時間以上、日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。
- (1)敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲においては 5 時間
- (2)敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲においては 3 時間

施設立地の留意事項

1. 住宅

対象地を含む津門小学校通学区域は、現在、「教育環境保全のための住宅開発抑制による指導要綱」に基づく「予測地区」に指定されている。「受入困難地区」や「準受入困難地区」等には指定されていないものの、児童・生徒数が急増すれば学校施設が不足するおそれがあるため、周辺地域の教育環境に影響を及ぼすような住宅団地の建設は行なわないものとする。

2.商業

商業施設については、現行の工業地域による用途規制を基本に、個別の敷地利用にあたっては店舗等の床面積は 10,000 ㎡を上限とし、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす大規模商業施設の立地は制限する。

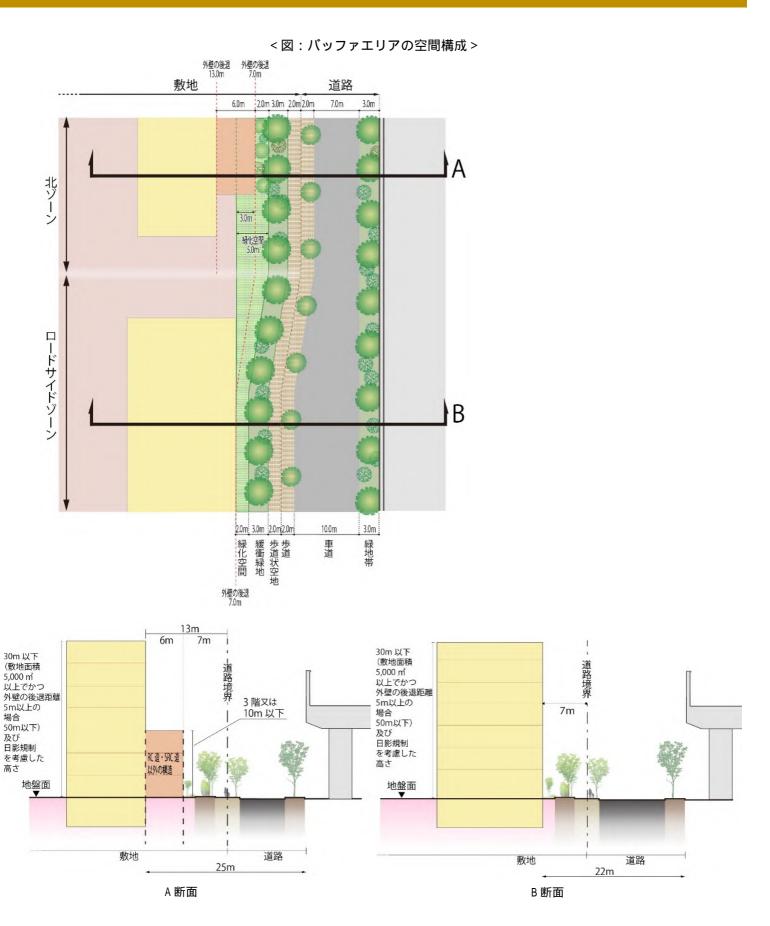
緑化空間

緩衝緑地に面した 2~5m の範囲については、非建ぺい地を緑化する。

但し、芝張りは不可とし、駐車場とする場合は緑化ブロック等により緑化する。

2-3.協議調整事項

- 以下の事項に関しては、まちづくりの方針に基づく協議において、 敷地の位置や開発内容に応じて遵守すべき具体的な内容を定める。
- (1)セットバック空間及びたまり空間の形態・意匠、材料等
- (2)既定の緑化基準に基づく植栽等の樹種や配置
- (3)環境共生、環境負荷低減の取り組み

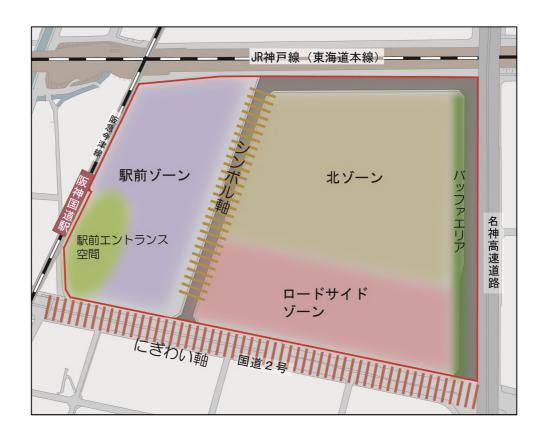


12

3. 景観形成の指針

3-1.エリアごとの指針

- (1) 開発ゾーン (駅前ゾーン、北ゾーン、ロードサイドゾーン)
 - ・対象地に相応しい、洗練されたまちのイメージが感じられる明るい景観を形成 する。
- (2)にぎわい軸(国道2号沿道)
 - ・幹線道路沿いのにぎわいを演出しながらも、落ち着きのある景観を形成する。
- (3)シンボル軸(対象地を東西の街区に分ける区画道路沿道)
 - ・地区の新しいイメージを象徴し、親しみが感じられる景観を形成する。
- (4)バッファエリア(名神高速沿い緩衝帯)
 - ・みどり豊かな潤いのある景観を形成する。
- (5)駅前エントランス空間(まとまりのあるオープンスペース)
 - ・まちの顔となる風格と親しみやすさが感じられる景観を形成する。



3-2.項目ごとの指針

項目	箇所	指針		にぎわい軸	シンボル軸	バッファエリア	駅前エントランス空間
建築物等	屋根	周辺の建築物等と形態・意匠を調和させる				1	
		壁面の素材・色彩は洗練されたまちのイメージが感じられる明るいものを選択する				1	
	外観・外壁	周辺の建築物等との形態・意匠や壁面の素材・色彩を調和させる				-	
		駅前や公園に面する建築物は、まちの顔としてふさわしいデザインや落ち着いた色 彩の使用に配慮する					
		店舗等はガラスや広い開口部を設け、にぎわいの可視化を実現する				1	
	設備等	屋外階段·設備機器等は、デザインや配置·植栽などの工夫により、通りからの景観 に配慮する					
		四季の変化や多様な自然を感じられるような樹種の選定を行う					
		敷地内での緑地の確保や、緑化ブロック等による緑化を行う					
	緑化	通り全体にわたり、連続した高木等の緑量を確保する					
		通り全体にわたり、店先空間等と調和した緑空間を演出する					
		駅前やたまり空間では高木等の緑を活用したシンボリックな空間を形成する				1	
	屋上広告物	屋上広告物は原則として設置しない				-	
		掲出は自家用広告物のみとする				1	
		幟旗は設置しない				1	
屋外	その他の	必要最小限の大きさ、数を基本とする				1	
屋外広告物	広告物	色彩やデザインは、緑との調和に配慮する				1	
物		看板、バナーやフラッグ等は、通りでのデザインの統一を図る				1	
		外壁の内外へのチラシ等の掲示・貼付を禁止する				1	
	サインなど	駅前やたまり空間では、集合看板や公共サイン等の設置により、地区内の情報を集 約した情報拠点としての充実を図る				1	
		過度な照明は避け、照明方式や色温度、灯具·支柱などの統一感に配慮することにより、一体性のある夜間景観を演出する					
夜間景観		シンボリックな空間に面する建築物のライトアップ等により、周辺から際立った灯り 溜りの創出を図り、夜間景観のアクセントをつくる					
		歩道状空地やフットパスは連続した照明により、趣のある夜間景観を演出する		1			-
ノトバック	舗装など	舗装は、緑との調和及び統一感に配慮した素材や色彩とする					
	駐車場・駐輪場	通りから目立たない工夫や緑化ブロック等による緑化を行う					
	柵・フェンスなど	敷地境界への設置は出来るだけ避け、やむを得ず設置する場合は、高さ1m以下とし、素材・色彩は周囲の景観に調和させる					
		歩行者空間の舗装は、緑との調和及び統一感に配慮した素材や色彩とする	-	-			
パブリック空間		車止めや横断防止柵、照明柱、標識柱、分電盤などの色彩は、緑との調和や統一 感に配慮する	-	-			

ガイドラインに基づくまちづくりの取り組み

1.セットバック空間等の維持管理

- 道路境界からセットバックした空間等(たまり空間、フットパスを含む)は、 歩道や公園などの公共空間と一体となった美しい街並みと歩行者の回遊を生 み出し、魅力的な都市環境を形成する上で重要な空間である。
- これらの空間については本市が管理するパブリック空間とともに、事業者が以下の取り組みを行うことで水準の高い維持管理を継続するものとする。
- ・一般歩行者の自由な通行や利用を確保する
- ・日常的な清掃、補修、植栽の管理等に留意する
- 土地所有者及び敷地利用者と公共施設管理者との間で歩道状空地の維持管理 に関する協定を締結する。この協定は、今後、売買等により所有権が移転した ときにもこれを承継していくものとし、土地売買契約書や宅地建物取引業法上 の重要事項説明等に記載するものとする。

2.まちづくり基本協定

- 土地所有者及び敷地利用者と本市は、本ガイドラインの内容に沿ったまちづくりの取り組みなどに関する基本協定を締結し、段階的な開発事業の進捗に応じてガイドラインに沿ったまちづくりを進めていくものとする。
- まちづくり基本協定は、今後、売買等により所有権が移転したときにもこれを 承継していくものとし、土地売買契約書や宅地建物取引業法上の重要事項説明 書等に記載するものとする。

3.法令等による担保

- 本ガイドラインに定める事項のうち、法令等による担保が可能なものについて は、今後、都市計画法、景観法、西宮市都市景観条例などに基づく各種制度の 活用を進めていく。
- 具体的には、パブリック空間整備の指針及び敷地利用の指針については地区計画(再開発等促進区)に定める事項として、景観形成の指針については景観重点地区の景観形成基準または景観協定などとして定めていくものとする。